

高齢者の生活を守る 養護老人ホーム

～地域福祉のフロントランナー～

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、
家庭で養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者で、
市区町村長の措置により入所された方の尊厳を守っています。

本会会員の
養護老人ホームは
全国に

759
施設



759施設…平成26年5月16日現在



発行元：公益社団法人 全国老人福祉施設協議会



養護老人ホーム について



養護老人ホームって？

- 養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が市区町村長の措置によって入所できる施設です。
- 特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームへの入所については市区町村長の決定が必要です。

※老人福祉法第11条第1項、老人ホームへの入所措置等の指針 第1 参照

POINT解説

入所の基本的な流れは？



1 まずは入所相談

市区町村の役所（役場）窓口、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、民生委員、養護老人ホームなどに相談してみましょう。

2 申込

入所の申込みはお住まいの市区町村*の役所（役場）窓口で行います。

3 調査

本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項について調査が行われます。

4 入所判定委員会

調査及び本人の健康診断等に基づき、措置の可否について判定します。

5 決定

市区町村長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の可否を決定することになります。

6 入所へ



POINT解説

具体的にどのような人が対象？

Aさんの場合

高齢になり自宅内や敷地の整理が難しくなって在宅での生活に不安を感じるようになりました。また、地域の人たちが火事や美観を心配し近所付き合いの関係も悪くなってしまいました。心配をした民生委員さんは市役所に相談に行き、市担当者がAさんと面談の上、自宅での生活が困難と市が判断を行い養護老人ホームに入所されました。

入所後は施設職員の生活支援を受けることにより在宅生活の色々な不安から解消され安心な生活を送られています。



Bさんの場合

商売を行っている息子さん家族と生活をしていました。息子さんが行っている商売がうまくいかなくなり、色々な心配をしなくてはならなくなった息子さんとBさんの関係は悪くなり、息子さんがBさんに手を上げるようになってしまいました。自宅にいることに不安を感じたBさんは家を出てしまい警察に保護され、市役所の担当者がBさんと面談の上、自宅での生活が困難と市が判断を行い、養護老人ホームに入所されました。

入所後は息子さんとBさんとの関係調整を市担当者が行ったことにより、数ヵ月後、Bさんは息子さん家族と再度生活することになりました。



*「お住まいの市区町村」とは、基本的には入所される方の住民票のある市区町村を指しますが、住民票がない場合は申込時点にお住まいの市区町村をいいます。詳細は市区町村にお問い合わせください。

Cさんの場合

在宅にて一人で生活していましたが、軽い認知症を発症してしまいました。在宅生活が可能な年金を受給していましたが、生活に対する不安からか年金を担保にお金を借りたうえに、そのお金を生活費以外に使ってしまいました。その結果、生活が立ち行かなくなったCさんは、市役所に相談し、市は在宅での生活が困難と判断を行い、養護老人ホームに入所されました。

養護老人ホームでの生活にも慣れて、借りたお金の返済も終わり、市は在宅での生活の可能性を再度検討しましたが、認知症も徐々に進行していることもあり、養護老人ホームでの生活を続けることとなりました。



養護老人ホームの入所者像（一部）

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 独居の高齢者 | 3 虐待を受けている高齢者 |
| 2 無年金など経済的に困窮した方 | 4 要支援者 |
| 5 要介護者 | 6 身体的な障害をお持ちの方 |
| 7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方 | 8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者 |
| 9 ホームレスの方 | 10 以前に犯罪を犯した方 |
| 11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方 | |

POINT解説

例外はあるの？

例えば以下のような条件に該当する人は、65歳未満であっても、入所となる場合があります。

- 1) 老衰が著しく、かつ、救護施設の入所要件を満たしているにも関わらず救護施設に受け入れる余力がないため、救護施設への入所ができない場合
- 2) 初老期における認知症（介護保険法施行令第2条第6号）に該当する場合
- 3) 夫婦であるAさんBさんがいて、Aさんが老人ホームの入所措置を受ける場合で、Bさんが年齢以外の入所基準にあてはまる場合

※老人ホームの入所措置等の指針 第8

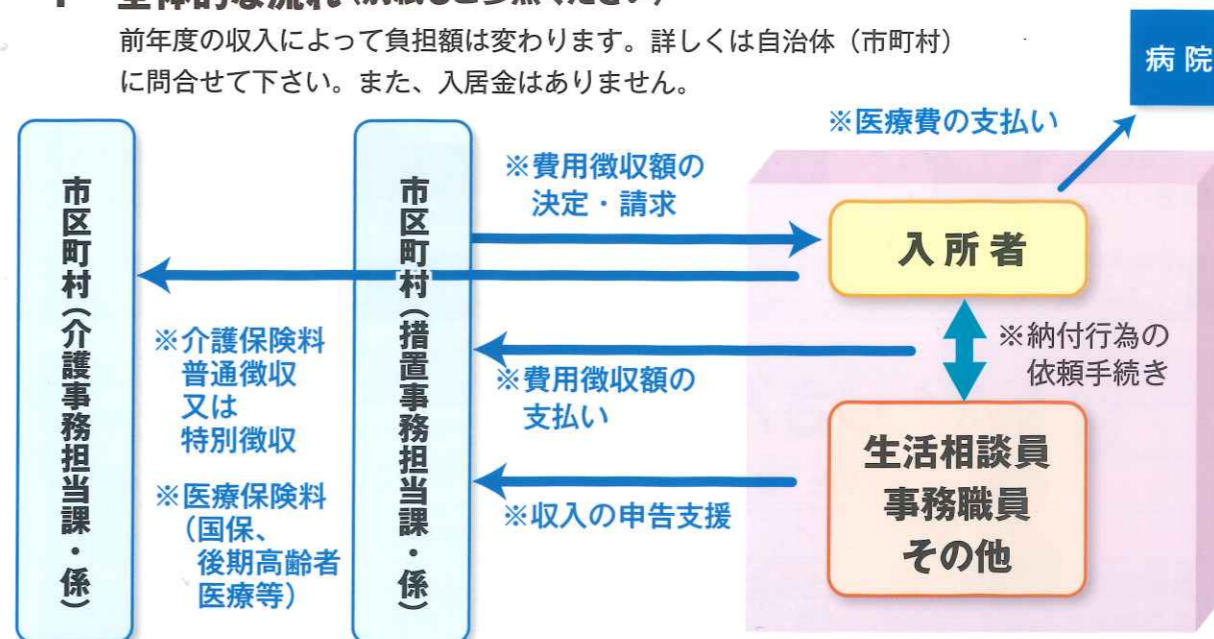


POINT解説

費用はどれくらい？

1 全体的な流れ（別紙もご参照ください）

前年度の収入によって負担額は変わります。詳しくは自治体（市町村）に問合せ下さい。また、入居金はありません。



※費用徴収額→前年度の個人の収入(公的年金等)から必要経費(医療費・社会保険料等)を差し引いた金額を階層表に当てはめ算出した額になります。

※毎年3月から4月に各福祉事務所よりの求めに応じて施設より収入の申告をし、6月に決定後7月より1年間同金額を毎月個人が、各市区町村(福祉事務所)に支払います。

※虐待の場合の例では入所判定委員会を先に開かなくてもすぐに入所できます。(生活管理指導短期宿泊事業や虐待などの、緊急を要する短期入所等があります。詳しくは市区町村にお問合せください)

※入所者が個別に介護サービスを契約して利用することもでき、また、特定施設の指定を受けて介護保険のサービスを提供している施設もあります。

公益社団法人 全国老人福祉施設 協議会について

会員施設を募集しています！

本会は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的としており、介護保険制度下における社会福祉・老人施設事業組織として“現場の声”を制度づくりに生かします。

研修・セミナー

専門性が高度化されていくと共に、時代に即応した新たな先端専門研修を強化・普及しています。介護力向上と経営強化のため、年間1万人以上の現場職員が受講しています。また、都道府県・指定都市、ブロック老協の研修事業を支援します。また、毎年度全国老人福祉施設大会（約2,500人規模）、全国老人福祉施設研究会議（約2,500人規模）を開催。研究発表を通じて情報発信し、施設サービス向上における施設長・職員のモチベーション強化をはかっています。

啓発活動

高齢者福祉・介護に関する諸制度の動向、運営管理及びサービス提供の質の向上に関する情報提供及び、緊急に伝えなければならない大切な情報を随時発行する「全国老協ニュース」はじめ、福祉・介護の地域基幹拠点としての会員施設・事業所に様々な情報提供により幅広く支援しています。

老協総研

“高齢者福祉・介護のあるべき姿”を求め、最新の情報や研究データをもとにエビデンスを確立し、政策提言、現場実施のマニュアル等を作成し、会員施設・事業所の将来における発展方向を示唆していきます。

養護老人ホームに関連する近年の全国老協の活動

年代	養護老人ホーム部会の取組
H17	新型養護老人ホームパッケージプラン 様式集 公表
H20	養護老人ホームパッケージプラン改訂版 報告書 公表
H21	養護老人ホーム実態調査 報告書 公表
H21 11/19	参議院厚生労働委員会にて、養護老人ホームの重要性について故中村博彦参議院議員（前常任顧問）より質疑。これにより全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議における居住対策において、養護老人ホームの整備が提起される。
H24	「養護老人ホームにおける施設内研修手引書の作成に関する調査研究事業」報告書、「養護老人ホーム施設内研修にかかる手引き」作成
H25 2月	地方分権・一般財源化にともなう課題点等について厚生労働省高齢者支援課へ提言

全国に養護老人ホームは**961**施設（2013年10月29日現在、厚生労働省 平成24年度福祉行政報告例）です。うち、**759**施設（平成26年5月16日現在）が**本会の会員施設**です（加入率約**79%**）。

POINT解説

具体例 あくまで参考です。詳しくは市区町村にお問合せください。

Aさんの場合



① 年金収入 (平成25年1月～12月末まで)	60万円
② 医療費 (平成25年中、通院、入院の保険範囲分等)	10万円
③ 社会保険料 (国民健康保険料2万円、介護保険料3万円)	5万円
④ 対象収入 (所得) 《① - (② + ③)》	45万円

・④対象収入45万円を費用徴収基準に定める階層区分に当てはめると、**11階層**に該当。
・よって、平成26年7月～平成27年6月までは**14,100円/月**。

Bさんの場合



① 年金収入 (平成25年1月～12月末まで)	100万円
② 医療費 (平成25年中、通院、入院の保険範囲分等)	10万円
③ 社会保険料 (国民健康保険料2万円、介護保険料3万円)	5万円
④ 対象収入 (所得) 《① - (② + ③)》	85万円

・④対象収入85万円を費用徴収基準に定める階層区分に当てはめると、**25階層**に該当。
・よって、平成26年7月～平成27年6月までは**43,800円/月**。

息子さんと同居の Cさんの場合



平成 年分 給与所得の源泉徴収票	
支払元	支払先
氏名	氏名
住所	住所
給与	源泉徴収額
支払元	支払先
氏名	氏名
住所	住所
給与	源泉徴収額

・息子さんの源泉徴収票の「源泉徴収税額」が、別表「扶養義務者費用徴収基準」のどの区分にあたるかで、費用負担が決まります。
・平成25年の源泉徴収税額が145,000円の場合、「扶養義務者費用徴収基準」の**D4**に該当。よって、平成26年7月～平成27年6月までは、**29,000円/月**。
・なお、給与所得以外に所得（雑所得等）がある場合には、所得税額が変動する場合があります。



問合せ先	
発行元	<p>公益社団法人 全国老人福祉施設協議会</p> <p>〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル2階</p> <p>TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705</p> <p>URL http://www.roushikyo.or.jp/</p>

表1：入所者に適用される費用徴収基準月額

対象収入による階層区分	費用徴収基準月額	
	円	円
1	0～270,000	0
2	270,001～280,000	1,000
3	280,001～300,000	1,800
4	300,001～320,000	3,400
5	320,001～340,000	4,700
6	340,001～360,000	5,800
7	360,001～380,000	7,500
8	380,001～400,000	9,100
9	400,001～420,000	10,800
10	420,001～440,000	12,500
11	440,001～460,000	14,100
12	460,001～480,000	15,800
13	480,001～500,000	17,500
14	500,001～520,000	19,100
15	520,001～540,000	20,800
16	540,001～560,000	22,500
17	560,001～580,000	24,100
18	580,001～600,000	25,800
19	600,001～640,000	27,500
20	640,001～680,000	30,800

21	680,001～720,000	34,100
22	720,001～760,000	37,500
23	760,001～800,000	39,800
24	800,001～840,000	41,800
25	840,001～880,000	43,800
26	880,001～920,000	45,800
27	920,001～960,000	47,800
28	960,001～1,000,000	49,800
29	1,000,001～1,040,000	51,800
30	1,040,001～1,080,000	54,400
31	1,080,001～1,120,000	57,100
32	1,120,001～1,160,000	59,800
33	1,160,001～1,200,000	62,400
34	1,200,001～1,260,000	65,100
35	1,260,001～1,320,000	69,100
36	1,320,001～1,380,000	73,100
37	1,380,001～1,440,000	77,100
38	1,440,001～1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	150万円超過額×0.9÷12月+81,100円(100円未満切捨て)

1. 対象収入とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入をいいます。
2. 3人部屋以上の多床室の場合は、費用徴収基準月額が、減額になる場合があります。
3. 費用徴収月額が、その月におけるその入所者に係る措置費の支弁額を超える場合にはこの表にかかわらず、当該支弁額とします。
4. 月の途中で入所し、又は退所したときは、日割り計算になります。

表2：扶養義務者費用徴収基準月額

税額等による階層区分		費用徴収基準月額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	
C ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500円
C ₂	税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600円
D ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額であるもの	30,000円以下	9,000円
D ₂		30,001～80,000円	13,500円
D ₃		80,001～140,000円	18,700円
D ₄		140,001～280,000円	29,000円
D ₅		280,001～500,000円	41,200円
D ₆		500,001～800,000円	54,200円
D ₇		800,001～1,160,000円	68,700円
D ₈		1,160,001～1,650,000円	85,000円
D ₉		1,650,001～2,260,000円	102,900円
D ₁₀		2,260,001～3,000,000円	122,500円
D ₁₁		3,000,001～3,960,000円	143,800円
D ₁₂		3,960,001～5,030,000円	166,600円
D ₁₃		5,030,001～6,270,000円	191,200円
D ₁₄		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額